

与党税制  
改正大綱  
発表!

# 国民には消費税大増税 大企業はさらなる減税

## 「消費税 10% 引き上げは確実に実行」が大前提

自民、公明両党は 12 月 14 日、2018 年度与党税制改正大綱を決定し、発表しました。

所得税はサラリーマンなどに適用される給与所得控除の上限を引き下げ、年収 850 万円を超える人が増税になります。

また、住民税を払っている人全てに課す「森林環境税」と、出国時に千円を徴収する「出国税（国際観光旅客税）」を 27 年ぶりに新設します。税制変更がすべて適用されると、国と地方の合計で 2800 億円が増税となる見込みです。また「消費税 10% への引き上げを 19 年 10 月 1 日に確実に実施する」と明記され、消費税大増税が大前提とされているのは大問題です！

一方、株や分離課税の配当などは 1 円の増税にもならず、株などの儲けで恩恵を受けている富裕層はまったく影響がありません。企業向けには 18 年度から 20 年度までの時限措置として法人税を優遇。賃金や設備投資を増やした企業に対し、法人税の実効税率 29.74% を最大で約 20% まで引き下げる案です。主な関連法案は年明けの通常国会に提出されます。

アベノミクスで儲けている大企業、一方でどんどん大変になる庶民にこれ以上の増税押し付けなどあり得ません！

所得税	会社員らに適用される給与所得控除を縮減。年収850万円を超える会社員は増税	増税	2020年1月から
	年金または年金以外の収入が1000万円超の人は公的年金等控除を縮小	増税	
	基礎控除を10万円拡充。自営業者やフリーに恩恵	減税	
森林環境税	住民税に1000円を上乗せ。約6000万人が対象。間伐などの財源として活用	増税	24年4月から
出国税	日本から海外に出る人に1回1000円を課税。観光資源の整備に活用	増税	19年1月から
たばこ税	紙巻きたばこを4年かけて1本あたり3円増税	増税	18年10月から
	加熱式たばこは5年かけ段階的に増税	増税	
法人税	対前年比で3%以上の賃上げをし、国内の設備投資を実行した企業には法人税の負担を最大で20%程度まで引き下げ	減税	18年4月から

図表は東京新聞 12/15 付より

## 憲法の理念に沿った税金の集め方・使い方を！

大企業や富裕層を優遇する一方で、国民には社会保障改悪と生活費に食い込む重税が押し付けられています。「生活費には税金をかけない」というのが日本国憲法の理念です。この立場で、基礎控除は最低生活を保障する水準へ引き上げるべきです。所得税の最高税率を引き上げ、総合累進課税を強めるべきです。「税金は所得に応じて集め、社会保障費や教育費などくらし優先に使う」という憲法の理念に沿った税制改革が必要です。税金の集め方、使いかたを根本から見直すことが問われています。

**森友・加計疑惑はどこへ？徹底追及を！**

### 消費税廃止各界連絡会

東京都豊島区目白 2-36-13 全商連会館内

電話 03-3987-4391 ・ FAX03-3988-0820